

○補助金の公益性について

都市	公益性
A市	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度と特定団体が、広く市民の利益に貢献していること
B市	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で安全なまちづくり、福祉・健康の増進、環境対策、産業の発展、教育・文化・スポーツの振興、市民の参加の促進等に寄与するなど有し、その効果が十分に発揮されるもの
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の施策の目的達成に貢献しているものであること ・住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供するものでないこと ・行政が積極的に普及、支援する上で、事業推進を図るための援助が必要であること
D市	<ul style="list-style-type: none"> ・私益・共益のためだけに行う活動ではなく、第三者の誰かに利益をもたらす活動であること ・自分たちの欲求に基づく活動だけではなく、社会が求めているニーズがある活動であること
E市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の総合計画等に適合した取組であること ・住民福祉の向上、地域の活性化、市勢の発展に寄与していること
F市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政目的に合致し、地域での住民自治、社会福祉の推進について市民のための高い必要性が認められるもの ・各団体の行う事業活動が、社会福祉に著しい貢献が期待できるものや文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与されるもの ・市の施策として、事業を積極的に推進すべきもの ・地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及・支援し、事業推進の援助を必要とするもの
G市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の団体や個人によって実施される事業や活動が、市民の施策目的を達成することに貢献している ・社会経済情勢や市民ニーズの変化に照らして、その補助事業の重要度や緊急性が高まっている
H市	<ul style="list-style-type: none"> ・活動結果が、特定のもののみの利益に供するものでなく、広く市民生活の向上に貢献するもの